

令和6年 下呂市農業委員会第9回総会議事録

開催日時 令和6年9月3日 14:00～16:00

開催場所 萩原農事センター 2階会議室

出席委員

1 番 山下 康子	2 番 上野 耕正	4 番 嶋田 浩
5 番 熊崎 みどり	6 番 中島 義彦	7 番 林 忠助
9 番 中川 輝男 (推)	10 番 田中 覚章 (推)	11 番 二村 昭司
12 番 小林 寿	13 番 川口 太三 (推)	15 番 中島 尊治
16 番 福井 順也	18 番 二村 正明 (推)	19 番 熊崎 徹 (推)
20 番 中桐 由起子 (推)	21 番 金森 茂俊	22 番 中島 義雄
24 番 日下部 道男 (推)	26 番 杉山 裕 (推)	

欠席委員

3 番 大森 公治 (推)	8 番 中川 元宏 (推)	14 番 鎌倉 誠也
17 番 中島 次郎 (推)	23 番 中島 悠	25 番 井戸 克彦 (推)

議事日程

第1 会長あいさつ
 第2 議事録署名者
 第3 議事
 議事 37 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議事 38 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議事 39 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議事 40 号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 その他

事務局長

開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。

ただ今から第9回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長

それでは只今から審議に入らせていただきます。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。

5 番 熊崎 みどり 委員
 6 番 中島 義彦 委員 をお願いいたします。

会 長

議題第37号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。

議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。

会 長

農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が2件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は転入し、申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については農振農用地ではありません。赤枠で囲んである部分が申請地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
15番	1番について説明します。場所は野尻の信号を北へ200mほどの場所です。申請地近くの家を購入し居住地周辺の申請地を耕作したいとのことであり、問題ありません。
16番	2番について説明します。申請者は自宅の隣にある農地を購入し、申請地を耕作したいとのことであり、問題ありません。
22番	3番について説明します。場所は下原小から東へ300mの位置です。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡し人は遠方に住んでおりは管理が困難なため譲渡したいとのこと。譲受人は近隣に居住しており、申請地を耕作したいとのことであり、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長	議題第38号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
事務局	議案第38号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、転用事業者の変更を伴う目的の変更が1件です。 番号1については、令和4年12月に一部宅地化している追認案件で山林を目的とする5条許可を得た転用計画について、植林し管理をしていましたが、長男より現在の住宅の近隣に住宅を建築したいとの希望があったことから、変更承認を求めるものであります。赤枠で囲んである部分が申請地です。航空写真にある住宅は既に取り壊されています。植林から経過日数が短く、山林への登記申請ができなかったため、今回の申請をされています。なお、新たに使用貸借の5条申請が併せて提出されております。 以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第39号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、農業用施設用地への転用が1件、面積については田76㎡です。 番号1については、申請地を農業用倉庫及び駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
事務局	担当委員欠席のため、事務局が代読します。場所は菅田の***の近くで、昭和40年頃に北側の土地と一体利用をして農機具置場を作ってしまった案件です。周辺には影響がないため、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第40号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5～6ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請4件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、工・鉱業用地への転用が1件、面積については田140㎡、畑1,963㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局	番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫及び車庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号3については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。議案38号でご審議いただきました事業計画変更を伴う申請であり、赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。
事務局	番号4については、申請地を譲り受け、家屋解体業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、500m以内に金山振興事務所があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
4番	1番について説明します。場所は上呂の中央くらいです。昨年農振で申請されています。牛舎の跡地に家を建てるもので問題ありません。
13番	2番について説明します。場所は***の下の川沿いです。申請人が車庫を建てた際に農地であることを把握していなかった案件です。周りへの影響もないため問題ありません。
22番	3番について説明します。場所は***の下です。家を建てたいとの申請です。周辺には影響がないため、問題ありません。
26番	4番について説明します。場所は***から上流へ150mほどの位置です。ダム湖とJRの間に土地があります。周り全体が原野となっています。周辺には影響がないため、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
4番	始末書を添付すれば、全て通すという解釈で良いか

事務局	本来ではないが、始末書を添付して申請しているということは法に則って手続きをしているため、受付、処理しています。未然に防げるのが一番良いので、日々のパトロールで許可を得ていない転用に気付いた場合は、声掛けや指導をお願いします。今回の申請は、許可を得ており、植林の転用も行っているが、年数が浅いため、山林への登記ができず、やむを得なかった案件です。石積みについては、転用でなく農地であっても、石積み自体は土地を守るために必要な維持補修として、転用許可は不要です。このような案件でパトロールして気になるところがあれば、事務局に相談してください。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請4件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第9回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番